

がん対策基本法案 自公民合意案と与党案との対照表（本則関係）（未定稿）

（傍線部は修文箇所）

自公民合意案	与党案
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 がん対策推進基本計画等（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 基本的施策</p> <p>第一節 がんの予防及び早期発見の推進（第十二条・第十三条）</p> <p>第二節 がん医療の均てん化の促進等（第十四条―第十七条）</p> <p>第三節 研究の推進等（第十八条）</p> <p><b>第四章 がん対策推進協議会</b>（第十九条・第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国の<b>がん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、</b></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 がん対策推進基本計画等（第九条・第十条）</p> <p>第三章 基本的施策</p> <p>第一節 がんの予防及び早期発見の推進（第十一条・第十二条）</p> <p>第二節 がん医療の均てん化の促進等（第十三条―第十六条）</p> <p>第三節 研究の推進等（第十七条）</p> <p>〔新設〕</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国において<b>これまでの取組により大きく進展し、多くの成果を収めてきたがん対策について、高齢化の進展等に伴い、その一層の充実を図ることの重要性が増大していることにかんがみ、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合</b></p>

がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(がん対策推進基本計画)

第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

的かつ計画的に推進することを目的とする。

(がん対策推進基本計画)

第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2| 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

〔新設〕

7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができ。

第十一条 (略)

(がんの予防の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

3 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

4 第二項の規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

〔新設〕

第十条 (略)

(がんの予防の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第十三条～第十八条 (略)

第四章 がん対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第九条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条～第十七条 (略)

〔章を新設〕